

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-3-5 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 <u>個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引</u>（金商業等府令第123条第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行について、以下の点に留意し監督するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>ロスカット取引</u>に係る留意事項 ①～④ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</u></p> <p>IV-3 業務の適切性（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-3-5 通貨関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 <u>通貨関連店頭デリバティブ取引</u>（金商業等府令第123条第4項に規定する通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行について、以下の点に留意し監督するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>個人向けのロスカット取引</u>に係る留意事項 ①～④ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 法人向けの特定通貨関連店頭デリバティブ取引</u>（金商業等府令第117</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
	<p><u>条第1項第39号に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。）の為替リスク想定比率に係る留意事項</u></p> <p>① <u>通貨関連店頭デリバティブ取引業者が、金商業等府令第117条第27項及び28項に規定する為替リスク想定比率の算出を自社で行う場合</u></p> <p>イ. <u>正確性及び合理性が確保されたモデル（「特定通貨関連店頭デリバティブ取引に係る為替リスク想定比率の算出方法を定める件」に定める定量的計算モデルをいう。以下（6）において同じ。）を構築するとともに、合理的な方法により継続して算出したデータに基づき為替リスク想定比率を算出する態勢を整備しているか。</u></p> <p>ロ. <u>モデルを用いて算出した為替リスク想定比率について、算出の都度及び事後的に検証するとともに、必要に応じてモデルの見直しを行うための態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>通貨関連店頭デリバティブ取引業者が、金商業等府令第117条第27項及び28項に規定する為替リスク想定比率の算出を外部委託等する場合</u></p> <p>イ. <u>外部委託先が、正確性及び合理性が確保されたモデルを構築するとともに、合理的な方法により継続して算出したデータに基づき為替リスク想定比率を算出する態勢を整備しているかをモニタリングしているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(6) 監督手法・対応 ①・② (略)</p> <p>IV-3-3-6 有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態</p>	<p><u>ロ. 外部委託先が、モデルを用いて算出した為替リスク想定比率について、算出の都度及び事後的に検証するとともに、必要に応じてモデルの見直しを行うための態勢を整備しているかをモニタリングしているか。</u></p> <p><u>ハ. 上記イ及びロの業務の一部又は全部について、二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先に対して十分なモニタリングを行っているかを確認しているか。また、必要に応じて、通貨関連店頭デリバティブ取引業者が再委託先に対して、直接モニタリングを行っているか。</u></p> <p><u>二. 金融商品取引業協会が為替リスク想定比率の算出・公表を行う場合（当該協会が当該比率の算出・公表の一部又は全部を委託する場合を含む。）であって、通貨関連店頭デリバティブ取引業者が当該比率を利用する場合には、当該比率を正確かつ継続的に利用するための態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>(注) なお、上記二の場合には、監督当局が当該協会に対して、適切な業務運営がなされているか、検証するものとする。</u></p> <p>(7) 監督手法・対応 ①・② (略)</p> <p>IV-3-3-6 有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>勢</p> <p>個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、<u>Ⅳ－３－３－４</u>の各規定に準ずるものとする。</p> <p>（中略）</p> <p><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></p> <p>V－２ 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V－２－１ みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>V－２－１－１ 勧誘・説明態勢</p> <p>（１）有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項</p> <p>みなし有価証券販売業者等（金商法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する行為を業として行う者（<u>金商法第 63 条第 1 項第 1 号に掲げる行為を業として行っている場合</u>にあつては、当該行為に係るものを除く。<u>以下「自己募集業者」という。</u>）、同項第 2 号に規定する行為を業として行う者（以下「みなし有価証券販売業者」という。）、又は金商法第</p>	<p>勢</p> <p>個人向けの有価証券関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、<u>Ⅳ－３－３－５（１）から（５）及び（７）</u>の各規定に準ずるものとする。</p> <p>（中略）</p> <p><u>V. 監督上の評価項目と諸手続（第二種金融商品取引業）</u></p> <p>V－２ 業務の適切性（第二種金融商品取引業）</p> <p>V－２－１ みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性</p> <p>V－２－１－１ 勧誘・説明態勢</p> <p>（１）有価証券の受渡状況その他の必要情報の通知に係る留意事項</p> <p>みなし有価証券販売業者等（金商法第 28 条第 2 項第 1 号に規定する行為を業として行う者（<u>以下「自己募集業者」という。</u>）、同項第 2 号に規定する行為を業として行う者（以下「みなし有価証券販売業者」という。）、又は金商法第 29 条の 5 第 2 項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務（以下「みなし第二種金融商品取引業」</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>29条の5第2項の規定により第二種金融商品取引業とみなされる業務（以下「みなし第二種金融商品取引業」という。以下同じ。）を行う者をいう。）が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、金商業等府令第123条第1項第8号の規定「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>（中略）</p> <p>V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>V-2-2-4 通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢 顧客を相手方として行う通貨関連市場デリバティブ取引（金商業等府令第123条第3項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引をいう。）及び通貨関連外国市場デリバティブ取引（同条第5項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引という。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、IV-3-3-5（4）及び（6）②の各規定に準ずるものとする。</p>	<p>という。以下同じ。）を行う者をいう。）が、次に掲げる事項を顧客に適切に通知していない場合は、金商業等府令第123条第1項第8号の規定「顧客の有価証券の売買その他の取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況」に該当するものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>（中略）</p> <p>V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>V-2-2-4 通貨関連市場デリバティブ取引等に係るリスク管理態勢 顧客を相手方として行う通貨関連市場デリバティブ取引（金商業等府令第123条第3項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引をいう。）及び通貨関連外国市場デリバティブ取引（同条第5項に規定する通貨関連外国市場デリバティブ取引という。）について、自己が負うリスクの管理が重要であることから、リスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、IV-3-3-5（4）及び（7）②の各規定に準ずるものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>(中略)</p> <p><u>IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）</u></p> <p>IX-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性</p> <p>適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者（適格機関投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業者（特例投資運用業務を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、Ⅲ-2（Ⅲ-2-3-1、Ⅲ-2-5-2、Ⅲ-2-5-3、Ⅲ-2-7からⅢ-2-10まで及びⅢ-2-12を除く。）、Ⅲ-3-3、<u>V-2-1-1（4）及び（6）</u>、V-2-5並びにVI-2-5（<u>（5）を除く。</u>）からVI-2-7までの各規定に準ずるほか、以下の点にも留意して検証することとする。</p>	<p>(中略)</p> <p><u>IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）</u></p> <p>IX-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性</p> <p>適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者（適格機関投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業者（特例投資運用業務を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、Ⅲ-2（Ⅲ-2-3-1、Ⅲ-2-5-2、Ⅲ-2-5-3、Ⅲ-2-7からⅢ-2-10まで及びⅢ-2-12を除く。）、Ⅲ-3-3、<u>V-2-1-1、V-2-5（（5）を除く。）</u>並びにVI-2-5からVI-2-7までの各規定に準ずるほか、以下の点にも留意して検証することとする。</p>